

関市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する基本方針

平成25年 8月12日決定

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(市外の地域密着型サービス事業所の指定要件)

第2条 市長は、関市を保険者とする介護保険の被保険者（以下「関市被保険者」という。）が市の区域外に所在する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型事業所」という。）の利用を希望するときは、関市被保険者の申出に基づき、利用を希望する指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、同意を求めないことができる。

- (1) 市の区域内（以下「市内」という。）に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがあるとき。
- (2) 関市介護保険事業計画に基づく整備計画、介護保険給付計画等に大きな影響を及ぼすと見込まれるとき。
- (3) その他市長が同意を求めることが適当でないと認めるとき。

(他の市町村が市内の地域密着型サービス事業所を指定する場合の同意要件)

第3条 市長は、次項以降の要件を満たす場合に、他の市町村による市内の地域密着型事業所の指定に同意する。ただし、指定地域密着型事業所の利用を希望する者の住所地が関市以外の岐阜県内にあり、かつ当該事業所が施設の定員を満たさない月が3か月以上続いている場合に限る。

2 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設に関する同意要件は以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に所在する指定地域密着型事業所に、他市町村の被保険者が利用することによる関市被保険者への影響がないと判断される時。
- (2) 他の市町村の利用者の割合が、当該指定地域密着型事業所の定員の4分の1以内であること。

- (3) 利用を希望する者の住所地が、隣接市町であること。
- 3 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護に関する同意要件は以下の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 関市被保険者でない利用者の割合が、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護にあつては契約者数、小規模多機能型居宅介護にあつては登録定員のそれぞれ3分の1以内であること。
- (2) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護については現在の契約者数、サービスの利用状況等を勘案し、指定申請に係る利用希望者の受入れ後に更に2名以上へのサービス提供が可能と認められること。
- (3) 小規模多機能型居宅介護については指定申請に係る利用希望者の受入れ後に登録定員の空きが2名以上あること。
- 4 本市に住民票を移した住所地特例適用である要介護被保険者については、前各項の規定にかかわらず、市内の特定地域密着型サービスの利用を認める。
(他の市町村から転入した者による市内地域密着型サービス事業所の利用要件)

第4条 他の市町村から転入した者による市内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設及び、地域密着型介護老人福祉施設の利用については、関市に転入後3か月を経過している者に限る。また、市内の小規模多機能型居宅介護事業所及び、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスのみを利用する場合も関市に転入後3か月を経過している者に限る。

(その他)

第5条 この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第6条 この基本方針に定めている要件にあたらぬ場合にあつても、個別に特殊な事情があれば協議し、その都度対応するものとする。

(附 則)

1 この基本方針は、平成25年9月1日から適用する。

(附 則)

1 この基本方針は、平成25年11月1日から適用する。

(附 則)

1 この基本方針は、平成27年4月1日から適用する。

(附 則)

1 この基本方針は、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

1 この基本方針は、平成28年9月1日から適用する。